

地域の防災対策

自助・共助・公助の連携(相互協力)

自分自身や家族の身の安全を確保すること。

地域やコミュニティといった周辺の人たちが協力して助け合うこと。

自助

自分や家族

- 家具の固定、住まいの耐震化
- 飲料水、食料品の備蓄 など

共助

隣近所、自主防災組織、災害ボランティアなど

- 防災訓練の実施
- 地域に住む要配慮者に対する支援 など

公助

市区町村や国・都道府県・消防・警察・自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。

市区町村、都道府県、国、消防、警察、自衛隊など

- 防災対策の推進
- 自助、共助に対する支援 など

自主防災組織とは

自主防災組織とは、単位自治会ごとに結成された「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的に基づいて、主に単位自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体です。

みんなで地域を守る!自主防災組織の活動

災害発生時には、まずは自分で自分や家族の身を守ること(自助)が最も大切になります。自分や家族の身の安全が確保されたら、隣近所同士で助け合い(共助)つつ、必要に応じて避難します。

日頃から「いざ災害が起きたらどう行動するか」を地域で

話し合い、あらかじめ準備をしておけば、円滑に互助・共助を進めることができるでしょう。そのために、地域で自主防災組織を結成し、自力では避難行動が難しい方の支援方法や避難場所の確認、資機材の準備など、機会をとらえて継続して活動していくことが重要です。

村では、自主防災組織の結成や、自主防災組織が行う訓練、資機材購入に対して補助金を交付しています。

避難行動要支援者名簿の登録について

村では、災害時に自力または家族の手助けにより避難所まで行けない在宅の方の名簿を作成し、その名簿を自治会や民生委員といった避難支援等関係者と共有し、災害時の迅速な安否確認や避難誘導等のために役立っています。

「避難行動要支援者」とは…

災害時に、自力または家族の手助けにより避難所等まで行けない在宅の方で、下記①～⑤のいずれかに該当する方を言います。

- ①65歳以上の高齢者
(例:要介護認定者や身体の弱っている方等)
- ②身体障害者手帳をお持ちで
▽「肢体不自由(1～2級)」▽「聴覚障害・平衡機能障害」
▽「視覚障害」のいずれかに該当する方
- ③療育手帳「A、A」をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳「1級」をお持ちの方
- ⑤①～④に準ずる方
(例:難病の方や65歳に満たない要介護認定者等)